

個別教育計画(Individualized Education Program (IEP))生徒用の懲罰手続きとは何か? 各学校には、教職員と生徒の安全を確保し、学習環境を整えるために懲罰手続きが定められています。各学校は、それぞれに「行動規範」(方針)や規則を設定し、これらには障害を持った生徒も含めて、すべての生徒が従うことを求められます。学年の開始時には、生徒ハンドブックが配布され、その中には「行動規範」が記載されています。但し、IEPを受けている生徒が行動規範に違反した場合、特別な配慮がなされます。

知っておくべき事柄:

- IEPに基づき異なる扱いが必要である場合を除き、IEPを受けている生徒にも、通常の学校行動規範が適用されます。異なる扱いが規定されている場合は、IEPの目標および目的に合わせて、あるいは行動介入計画(behavior intervention plan (BIP))により対処されます。BIPでは、容認不能な行動が定義され、それに代わる容認できる別の行動が定義されています。また、生徒にその新しい行動について教え、望ましくない行動をさせないようにするための肯定的措置や手順も説明されています。BIPには、BIPで規定するすべての他の措置が講じられたにもかかわらず、望ましくない行動がとられた場合に、学校が取べき措置についても説明されています。
- 他の生徒と同様に、特殊教育を受けている生徒も停学処分になることがあります。生徒が学校の規則に違反した場合に、停学処分にするかどうかを決定するのは、(担任教師や、特殊教育担当ディレクターではなく)その学校の校長です。
- IEPを受けている生徒については、校長は基本的にはBIPの規定に従いますが、IEPやBIPにどのように規定されていようとも、校長は最長10日間、生徒を停学処分または追放処分にすることができます。この10日間の停学は、直ちに連続して命じられることもあれば、学年度中に何回かに分けて命じられることもあります。
- 「校内」謹慎の日数は、生徒が授業や必要とされる指導、宿題、IEPサービスを受けられる限り、通常は「校外」謹慎の日数と同等には扱われません。
- 1学年度中に、生徒が11日以上、停学処分になった場合、いくつかの措置が取られなければなりません。
 - 停学処分10日目が終わるまでに、発現判断を実施しなければなりません。発現判断とは、トラブルを招いた生徒の行動がその生徒の障害が原因だったかどうか、および(または)BIPを含めてIEPが規定どおりに実施されたかどうかを判断することです。IEPが適切に実施されなかった場合や、行動が障害に関連するものである場合、その行動は障害の発現であるとみなされます。
 - 行動が生徒の障害の発現である場合は、その生徒は問題のあった行動の前と同じ学級に戻されます。
 - 行動が生徒の障害の「発現ではなかった」場合は、IEPチームがその生徒の学級を決定します。すべての生徒に適用されるのと同じ懲罰処分を適用することが可能です。
- トラブルを起こした生徒の行動が、違法ドラッグや武器によるものである場合、あるいは重大な怪我を生じさせた場合は、発現判断の結果の如何にかかわらず、学校は最長45日間、生徒を一時的代替教育環境に送ることができます。
- IEPを受けている生徒が11日間以上、停学処分または追放処分を受けた場合も、サービスを受け続けなければなりません。生徒は、他の場所ではありますが、無料で適切な教育を受ける権利を有しており、IEPで規定されている一般的カリキュラムとサービスを受けられなければなりません。
- 別の状況での教育には、学区が提供する代替プログラムや、学区が提供する自宅学習サービス、バーチャル(オンライン)コース、夜間学校等があります。生徒にどの代替教育環境が適切かの決定はIEPチームが行います。
- 保護者が、発現判断の決定や、IEPチームが決定した新しい実際の学習状況に不服がある場合、それらの決定に関する適正手続きによるヒアリングを要求することができます。処分に関する適正手続きによるヒアリングについては、迅速な決定のため、速やかに処理されます。
- ほとんどの場合、学内審判もあります。審判の目的は、情報を提示し、学校職員による審判団が、生徒が有罪か無罪かを決定することです。審判は、保護者が望む場合、権利放棄することができます。審判にはIEPチームの支配は及びません。場合により、発現判断の前に行われることもあれば、後に行われることもあります。審判による決定は、発現判断とは別個の決定であり、また生徒の在籍学級の決定とも別個の決定です。

ご家族のための助言：

1. 現在うまく言っている方策と、話し合いたい問題点を書いたリストを持って、IEPミーティングに参加してください。行動と懲罰処分に関する問題は、感情的になりやすい問題ですから、メモを書いていくことは役に立ちます。
2. お子さんの行動について自問自答してみて、ミーティングに備えてください。
 - うちの子の行動の何が問題か？
 - うちの子の障害と行動の間に関係はあるか？
 - その問題行動をやめさせるために、以前にどんな方法が効果があったか？自宅ではどうか？コミュニティではどうか？以前の学級ではどうだったか？
 - うちの子がやりがいがあると思える、あるいはやりたいと思えることは何か？
 - 問題行動を止めるのに **効果がなかったのはどんな方法か？**
 - どんな環境（周りの状況）がうちの子の行動に影響を与えるか？
 - うちの子が別の行動を学習するために、学校でどのようなサポートが必要か？
 - うちの子の行動に適切に対応するため、IEPチームが必要とする他の情報はないか？
 - うちの子の行動がなぜ発生するのかを知るために、機能的行動アセスメント(Functional Behavior Assessment (FBA))が必要か？
3. 学校教職員に、実際に学校でどのような行動があったのかを正確に説明してもらいましょう。家庭ではどのような行動を取っているかを正確に説明できるよう、準備して行きましょう。問題となっている行動がどのような状況で発生するか、各状況について説明しましょう。
4. ミーティングまでに、お子さんの行動について機能的行動アセスメント(FBA)を終了し、その結果を伝えてくれるよう、依頼しましょう。FBAの結果について話し合えるよう、準備をしておきましょう。特に、以下の点について話し合しましょう。
 - その行動の前にどのようなことがあったか？
 - その行動の後にどのようなことがあったか？
 - その後、どのような処分または罰が与えられたか？
5. 学校および家庭でのお子さんの行動を変えるのに効果的な方法や、罰、処分について教職員と話し合って検討しましょう。
6. 家庭での問題行動の対応に応用できる助言やサポートを教職員からもらいましょう。
7. 教職員と協力して、お子さんの問題行動に対処しましょう。新しいスキルを計画的に教え、学校と協力することで、お子さんの行動を改善できる可能性が高まります。

詳細な情報については以下にご連絡ください。

Parent to Parent of Georgia
770 451-5484 または 800-229-2038
www.parenttoparentofga.org

Georgia Department of Education 特殊教育サービス支援局 (Divisions for Special Education Services and Supports)
404 656-3963 または 800-311-3627 に電話し、「特殊教育」("Special Education") に電話を回すよう伝えてください。
http://www.gadoe.org/ci_exceptional.aspx

Georgia Department of Education 実施マニュアル
http://www.gadoe.org/ci_exceptional.aspx?PageReq=CIEXCImpMan
(早期介入から公立学校への移行の章を参照してください。)

その他の情報源：学区の特殊教育ディレクターにご相談ください。

本ドキュメントに含まれる情報は概要ですので、すべての内容や例外、状況が説明されているわけではありません。すべての情報を知るには、他の資料を参照するか、または地域のシステムを参照してください。本ドキュメントに記載の事項は一切、新しい法律を説明するものではなく、また国や州の法律や規制、規程を補足するものではありません。